

## 静岡県告示第578号

静岡県水循環保全条例(令和4年静岡県条例第16号)第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を水源保全地域として指定することとしたので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年9月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 水源保全地域の名称

静岡市水源保全地域、浜松市水源保全地域、沼津市水源保全地域、熱海市水源保全地域、三島市水源保全地域、富士宮市水源保全地域、伊東市水源保全地域、島田市水源保全地域、富士市水源保全地域、磐田市水源保全地域、焼津市水源保全地域、掛川市水源保全地域、藤枝市水源保全地域、御殿場市水源保全地域、袋井市水源保全地域、下田市水源保全地域、裾野市水源保全地域、湖西市水源保全地域、伊豆市水源保全地域、御前崎市水源保全地域、菊川市水源保全地域、伊豆の国市水源保全地域、牧之原市水源保全地域、東伊豆町水源保全地域、河津町水源保全地域、南伊豆町水源保全地域、松崎町水源保全地域、西伊豆町水源保全地域、函南町水源保全地域、清水町水源保全地域、長泉町水源保全地域、小山町水源保全地域、吉田町水源保全地域、川根本町水源保全地域、森町水源保全地域

### 2 水源保全地域に含まれる土地の区域

図面のとおり

図面は静岡県暮らし・環境部環境局水資源課及び静岡県庁県民サービスセンターに備え置くほか、静岡県ホームページ内に掲載する。

ホームページURL:<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html>

### 3 水源保全地域を指定する日

令和5年10月2日